

朝鮮学校を高校無償化法から除外しないことを求める会長声明

- 1 当会は、2016年8月23日に、朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明を発出した。

その後、2018年10月30日、東京高等裁判所において朝鮮学校を高校無償化の対象としないことを是認する判決が出され、その他大阪地方裁判所を除き、各地で同様の判決がなされている。控訴審で破棄されたとはいえ、大阪地方裁判所は高校無償化法の趣旨・目的に鑑みて朝鮮学校を同法の対象から除外した国の判断を否定するとともに、朝鮮学校が外国人学校であることから「母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとって重要な意義を有し、民族的自覚及び民族的自尊心を醸成する上で基本的な教育」であるとして一定の意義を認めた。

- 2 韓国学校やインターナショナルスクールに通う生徒は、「高等学校等就学支援金に関する法律」(旧「公立高等学校にかかる授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」)。以下、「高校無償化法」という。)により高校授業料相当額分の就学支援を受けられることができる。しかしながら、全国の朝鮮学校に通う生徒は、高校無償化法による就学支援を受けられない。東京高等裁判所はこの現状を是認した。

しかしながら、このような取り扱いは、許されざる差別である。

そもそも高校無償化法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としている（同法1条）。これは旧法においても同様であった。そして、政府は、旧法制定時、すべての子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から外交上の配慮をせずに高校無償化法の対象となるか否かを判断するとの立場をとっていたが、施行後に省令改定等を行い、朝鮮学校をその対象から除外した。現在、就学支援金を申請した各種学校で就学支援金の支給を受けていないのは朝鮮学校のみである。

朝鮮学校の卒業生はほぼすべての大学で大学受験資格を認められており、その教育機関としての役割は他の高等学校と変わるところはない。教育の機会均等を目的とする高校無償化法の立法趣旨からすれば、朝鮮学校を除外する理由はない。

この点、日本弁護士連合会は「子どもの権利条約に基づく第4回・第5回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」（2017年9月15日）において、「朝鮮学校に通学する子どもの教育を受ける権利が不当に侵害されており、また他の外国人学校及び民族学校に在籍する児童生徒と比較して不

当な差別を受けている状況にある」と報告している。国連人種差別撤廃委員会は、その統括所見（2018年8月30日）において、「委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給において『朝鮮学校』が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告を再度表明する」としており、国連子どもの権利委員会もその総括所見（2019年2月1日）において、『「〔高校〕授業料無償化制度』の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すとともに、大学・短期大学入試へのアクセスに関して差別が行なわれないことを確保すること。」と勧告している。

このように、朝鮮学校のみが支援対象から外されていることは、教育を受ける権利の侵害及び差別であると多くの機関が指摘している。

- 3 教育を受ける権利は、憲法26条、子どもの権利条約28条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（いわゆる社会権規約）13条等によって認められている。子どもやその保護者に如何ともしがたい政治的理由によって教育を受ける権利が左右されるべきものではない（参考 教育についての権利に関して、全ての者が法律の前に平等であるべきという権利の保障を約束した人種差別撤廃条約5条）。このようなことは、社会権規約2条2

項が「すべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」としており、子どもの権利条約2条1項も同様の規定をおいていることから明らかである。

就学支援金は高校無償化法に従って支給されるべきものである以上、同法の目的である教育の機会均等を最重視し、それに従った判断をすべきである。

- 4 出入国管理及び難民認定法の改定により外国人に対する政策が大きく変動し、今後外国人が増加し続けていくいまの日本社会において、多様な文化を尊重していく必要性は増すばかりである。

いかなる理由があろうとも差別を正当化し子どもに不利益を課すことは許されない。

よって、朝鮮学校を高校無償化法から除外しないことを求めるものである。

2019年5月22日

千葉県弁護士会

会長 小 見 山 大